

岡崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年12月25日

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市条例第58号

岡崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。次条において「法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第3条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。）、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者をいう。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をい

う。）、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（従業者）

第4条 指定介護療養型医療施設（療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院であるものに限る。）は、次に掲げる従業者を規則で定める基準により置かなければならない。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士

(2) 療養病床に係る病室によって構成される病棟（療養病床が病棟の一部である場合は、当該一部をいう。次号において「療養病床に係る病棟」という。）に置くべき看護師又は准看護師

(3) 療養病床に係る病棟に置くべき介護職員

(4) 理学療法士及び作業療法士

(5) 介護支援専門員

2 前項各号に掲げる従業者のうち、常勤とする者及び他の職務に従事することができる者については、規則で定める。

（管理者）

第5条 指定介護療養型医療施設は、規則で定めるところにより、管理者を置かなければならない。

（設備）

第6条 指定介護療養型医療施設は、食堂及び浴室を設けなければならない。

2 指定介護療養型医療施設の病室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) 療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下とする。

(2) 療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

3 第1項に規定するもののほか、指定介護療養型医療施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定介護療養型医療施設の設備の基準は、規則で定める。

（提供拒否の禁止）

第7条 指定介護療養型医療施設は、正当な理由がなく、指定介護療養施設サービスの提供を拒んではならない。

（指定介護療養施設サービスの取扱方針）

第8条 指定介護療養型医療施設は、施設サービス計画に基づき、入院患者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該入院患者の心身の状況等

を踏まえて、その療養を適切に行わなければならない。

- 2 指定介護療養施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、入院患者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの提供に当たっては、当該サービスの提供を受ける入院患者又は他の入院患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入院患者の行動を制限する行為（次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入院患者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定介護療養型医療施設は、自らその提供する指定介護療養施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（秘密保持等）

第9条 指定介護療養型医療施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入院患者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第10条 指定介護療養型医療施設は、入院患者及びその家族からの指定介護療養施設サービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。